

## 岡山県マスコット使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県マスコット「ももっち」及び「うらっち」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、岡山県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 岡山県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 岡山県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) そのほか、知事が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。

- (1) 岡山県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 岡山県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) マスコットを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) そのほか、知事がマスコットの使用について不適當と認めたとき。

2 前項の承認は、マスコット使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には、「岡山県マスコット」並びに「ももっち」及び「うらっち」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第6条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用承認変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 知事は、マスコットの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、マスコット使用承認取消書（様式第4号）をもって行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月13日から施行する。

この規程は、平成22年8月2日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

岡山県マスコット使用承認申請書

平成 年 月 日

岡山県知事 石井正弘 殿

申請者住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）

下記により、岡山県マスコットを使用したいので申請いたします。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 有償、無償の別  
有償（単価                      円）                      無償
- 4 使用期間  
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 5 使用数量
- 6 連絡先（担当者、電話番号）
- 7 添付書類  
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

規程第3条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

様式第2号（第3条第2項、第6条第2項関係）

岡山県マスコット使用（変更）承認書

平成 年 月 日

殿

岡山県知事 石井正弘

平成 年 月 日付けで申請のありました、岡山県マスコットの使用につきまして、次のとおり承認します。

記

1 使用目的と範囲

2 承認対象物件及び承認番号

承認対象物件	承認番号

3 承認期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 使用上の遵守事項

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には、「岡山県マスコット」並びに「ももっち」及び「うらっち」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

様式第3号（第6条第1項関係）

岡山県マスコット使用承認変更申請書

平成 年 月 日

岡山県知事 石井正弘 殿

申請者住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）

承認番号第 号で承認を受けた、岡山県マスコットの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

（変更内容）

規程第3条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

様式第4号（第7条第2項関係）

岡山県マスコット使用承認取消書

平成 年 月 日

殿

岡山県知事 石井正弘

平成 年 月 日付けで承認をした（承認番号第 号）岡山県マスコットの使用につきましては、承認を取り消します。



